

# 諫早市手話施策推進方針

諫早市手話言語条例(平成30年条例第5号)第6条に規定する推進方針を以下のとおり定めました。

## 1 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

### (1) 施策の基本的方向

市は、市民及び事業者等への手話の理解及び普及を推進していくため、手話に親しみ、手話を学べる環境づくりに努めます。

### (2) 推進施策

- ア 手話を身近に感じ、手話への知識を深めることができるよう市の広報誌、ホームページ、パンフレット等により啓発を行います。
- イ 市民や事業者、子ども等多くの人が、ろう者と交流し、親しみをもって手話を学べる機会の拡充に努めます。
- ウ 聞こえない又は聞こえにくい子ども並びにその保護者及び支援に携わる者に対して、関係機関と連携しながら、手話への理解を深めるための情報提供を行い、手話の習得に関して必要な支援に努めます。
- エ 学校教育及び社会教育の場において手話の理解及び普及を図るため、手話を学ぶ機会の拡充について、教育委員会と協議をすすめていきます。

## 2 手話による情報取得の機会の拡充に関すること

### (1) 施策の基本的方向

行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境整備に努め、また、日常生活において手話が使いやすい環境作りを進めます。

### (2) 推進施策

- ア 市主催の各種行事において手話通訳者の配置に努めます。
- イ 手話による行政情報の発信について検討します。
- ウ 災害時における、ろう者に対する情報発信及び緊急時の意思疎通支援に必要な体制の整備に努めます。
- エ 市職員を対象とした手話講座の実施に努めます。
- オ 手話奉仕員派遣事業を推進するとともに、ICT(情報通信技術)を活用した手話通訳環境の整備に努めます。

## 3 手話通訳者の確保及び養成等の意思疎通支援に関すること

### (1) 施策の基本的方向

市は、手話通訳の重要性を認識し、技術を有する人材の育成及び確保並びに意思疎通支援事業の拡充に努めます。

### (2) 推進施策

- ア 手話通訳者及び手話奉仕員の育成のため、養成講座の効果的な開催方法について検討します。
- イ 手話通訳者及び手話奉仕員が活動しやすい環境を作るため、他の自治体の状況を参考にしながら、その方策を検討します。
- ウ 手話通訳者及び手話奉仕員の技術の向上を図るための方策について検討します。

## 4 その他この条例の目的を達成するために市長が必要と認める事項

市長は、1から3までに定めるもののほか、手話を普及するために必要な施策を推進します。

## 5 その他の事項

この方針は、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和4年3月30日